## A×B×C×D

## 備考

この表における式において、A、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとすること。

なお、A、Bについては、都道府県知事が当該都道府県における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第19条及び第20条の規定及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における結核患者の入退院及び就業制限の取扱いについて」(平成19年9月7日付け健感発第0907001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づく入院勧告及び措置が有効である事例に照らして数値を定めること。

また、AからCの値は、原則として医療計画を定めようとする日の属する年度の前の年度の数を用いること。

- A 1日当たりの当該都道府県の区域内における法第19条及び第20条の規定に 基づき入院した結核患者の数
- B 法第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する 平均日数
- C 次に掲げる当該区域における法第12条第1項の規定による医師の届出のあった年間新規患者(確定例)発生数の区分に応じ、それぞれに定める数値
  - 1 99人以下 1.8
  - 2 100人以上499人以下 1.5
  - 3 500人以上 1.2
- D 1 (粟粒結核、結核性髄膜炎等の重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入 その他当該都道府県の区域の事情に照らして1を超え1、5以下の範囲内で都道 府県知事が特に定めた場合にあっては、当該数値)